

住民税均等割非課税世帯等の生活を応援するために一時金を支給します！

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金(10万円/1世帯)

問 保健福祉課 福祉係 ☎42-2650

令和3年12月10日時点で、松前町に住民登録のある方で、次の1または2のどちらかに当てはまる方に臨時特別給付金として1世帯に現金10万円を支給します。

- 1 世帯全員の令和3年度の住民税均等割が「非課税」の世帯
- 2 令和3年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

対象となる世帯	1 住民税均等割が非課税の世帯		2 住民税非課税相当の世帯 (家計急変世帯)
	対象となる世帯	世帯全員が、令和3年1月1日以前から松前町に住所がある世帯	世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯
申請書類	対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を2月中旬に郵送します。中身を確認して提出してください。(郵送可)	申請が必要です。 確認書や申請書などは、郵送されませんので、必要な書類を役場または各支所で受け取るか、町ホームページからダウンロードし、申請してください。	
申請期間	2月中旬～9月30日		
提出先	役場または各支所		
もらえる額	1世帯10万円		
もらえる時期	3月下旬から順次支給予定		
注意事項	①確認書に記載された給付金振込口座番号に誤りがないか	①申請書の記入内容に誤りがないか	申請する場合は、役場または各支所に一度ご相談ください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入の減少により給付を受けた場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。
	②世帯の中に住民税が課されているほかの親族の扶養を受けている人がいないかを確認する		

申請する場合は、役場または各支所に一度ご相談ください。